

# 伊勢志摩国立公園

## 公園計画書

平成26年3月5日

環 境 省



## 目次

1	基本方針	3
2	規制計画	6
(1)	保護規制計画及び関連事項	6
ア	特別地域	6
(ア)	特別保護地区	8
(イ)	第1種特別地域	11
(ウ)	第2種特別地域	14
(エ)	第3種特別地域	19
イ	関連事項	24
(ア)	採取等規制植物	24
(イ)	乗入れ規制区域及び期間	26
(ウ)	普通地域	27
ウ	面積内訳	29
3	事業計画	33
(1)	施設計画	33
ア	利用施設計画	33
(ア)	集団施設地区	33
(イ)	単独施設	41
(ウ)	道路	53
a	車道	53
b	歩道	55
(エ)	運輸施設	59
4	参考事項	60
(1)	過去の経緯	60
(2)	その他	61



## 1 基本方針

伊勢志摩国立公園は、紀伊半島の東端に突出した志摩半島の北部の二見浦からその東端をまわり、南伊勢町古和浦湾へ至る海岸線及び標高555mの朝熊山を最高峰に比較的標高の低い丘陵や台地からなっている。沿岸部は典型的なリアス海岸で、的矢湾、英虞湾、五ヶ所湾等の奥深い入り江と、神島、答志島、菅島等大小多数の島しょが繊細で優美な景観を作り出している一方、五ヶ所湾から西側の熊野灘に面する海岸は山の迫る懸崖となっており、波の浸食作用による海食崖、海食洞等の特殊な地形が点在する荒々しい姿を見せている。また、志摩半島周辺の海域は、アマモ場、アラメ場、ガラモ場等の藻場が広く分布し、英虞湾、的矢湾、五ヶ所湾等の湾内の一部には干潟が発達しており、優れた海域景観と海産資源を有している。

本公園は指定当時と比較すると、道路、鉄道等の交通網の発達、地域の産業構造の変化などにより、利用形態が大きく変化している。また、本公園の大部分は地域住民の生活圏と重複し、およそ96%が私有地であることから、公園の規制は住民の生活に密接に関わっている。

本地域の利用については、自然風景探勝、伊勢神宮への参拝、海水浴、釣り及びシーカヤック等の海浜レジャー、海産物の味覚探訪など様々な利用がなされている。また、近年では、地域の自然や歴史・文化を学び、楽しみながら長距離を歩くロングトレイルに注目が集まりつつあり、登山・ハイキング等の利用に加え、エコツアー等の新たな利用が増加している。

以上のことから、自然的・社会的状況を踏まえながら、本公園の風致景観の維持を図るとともに、適正な公園利用を推進するため、以下の方針により公園計画を定める。

### (1) 規制計画

#### ア 保護規制計画

##### (ア) 特別保護地区

暖帯性常緑広葉樹を主とする優れた天然林の存する伊勢神宮神域及び神宮宮域林の一部、イワツバメが越冬する海食洞を有する見江島、スタジイ、ウバメガシ等の代表的な海岸植生が豊富な弁天島、海食崖景観に優れた音瀬ノ鼻及び定ノ鼻については、厳正な保護を図るため特別保護地区とする。

##### (イ) 第1種特別地域

伊勢神宮神域及び神宮宮域林のうち暖帯性常緑広葉樹林を含む地域、名勝二見浦、ウミウの生息地でありカルスト地形が発達している神島の弁天岬、自然林の景観が優れている青峯山、ツブラジイ等が多く暖地性照葉樹林の典型である御座黒森、アカウミガメの上陸、産卵地である日和浜及び参宮浜、暖地性砂地植物群落の和具大島及び和具小島、暖地性常緑広葉樹の自然林が島を覆う逢原島、村島等の五ヶ所湾内の無人島、海食崖景観の連続する相賀浦から古和浦にかけての沿岸地帯については、優れた風致の維持を図るため第1種特別地域とする。

(ウ) 第2種特別地域

伊勢神宮宮域林のうち遷宮用の御用材を育成している地域、伊勢志摩スカイライン沿線、ネコギギ等希少な水生生物の生息する横輪川、大築海島、小築海島、牛島及び飛島等の答志島周辺の島しょ、英虞湾内の島しょ、登茂山及び横山等の主要展望地、南伊勢町の沿岸部一帯等については、良好な風致の維持を図るため第2種特別地域とする。

(エ) 第3種特別地域

特別保護地区、第1種特別地域及び第2種特別地域以外の地域で、通常の農林漁業活動については風致の維持上の支障が少ない地域を第3種特別地域とする。

(2) 施設計画

ア 利用施設計画

本公園における利用形態は、「伊勢参り」で有名な伊勢神宮への参拝、リアス海岸や島しょ景観の眺望鑑賞、海水浴、釣り及びシーカヤック等の海浜レジャー、伊勢エビやアワビに代表される海産物の味覚探訪等多様な利用がなされていることから、これらに対応した施設を適切に配置する。

(ア) 集団施設地区

重要な利用拠点として登茂山及び横山が集団施設地区として計画されており、適切な整備方針を定める。

- ・ 登茂山集団施設地区は英虞湾に突出した小半島に位置し、アカマツやウバメガシの二次林を主とする小丘陵で、英虞湾を望む好展望地である。また、西側に突き出た次郎六郎半島は良好な砂浜海岸となっている。

本地区においては、このような立地条件を活かし、自然に親しみ、自然に学ぶ利用拠点となるよう施設を計画する。

- ・ 横山集団施設地区は英虞湾の北側に位置する横山の山稜部から山麓部で、アカマツやウバメガシを主とする二次林と一部ヒノキの人工林となっており、稜線には英虞湾を望む好展望地が複数ある。

本地区においては、このような立地条件を活かし、英虞湾の風景鑑賞や横山周辺の自然探勝の他、当公園の自然情報や利用のための情報を提供する施設等、主要な利用拠点となるよう施設を計画する。

(イ) 単独施設

利用実態を踏まえ、公園利用に必要な施設や既に公園利用に用いられている施設について、事業実施の可能性や整備による風致景観への支障のないことを確認の上、各施設を計画する。

(ウ) 道路（車道）

利用拠点や集団施設地区への到達道路、興味地点をつなぐ道路として利用されている車道を位置づける。

(エ) 道路（歩道）

近年地域の自然や歴史・文化を学び、楽しみながら長距離を歩くロングトレイルに注目が集まる中、既存の近畿自然歩道等を再整理し、連続した一本の長距離自然歩道として計画する。

特に、本公園の特色であるリアス海岸や島しょ部の多様な自然景観や伊勢神宮、こんごうしょうじ金剛証寺、漁業文化などの地域の歴史・文化景観を探訪するための歩道を計画する。

(オ) 運輸施設

伊勢神宮内宮から鳥羽への連絡道路並びに伊勢、二見、鳥羽及び伊勢神宮宮域林方面の景観鑑賞のための一般自動車道を運輸施設に位置づける。

2 規制計画

(1) 保護規制計画及び関連事項

ア 特別地域

次の区域を特別地域とする。

(表1：特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
三重県	<p>伊勢市  <small>おかもと</small>            岡本1丁目、岡本2丁目及び岡本3丁目の全部並びに朝熊町、一字田町、上野町、宇治今在家町、宇治浦田町、宇治浦田3丁目、宇治館町、宇治中之切町、楠部町、勢田町、常磐町、豊川町、中村町、藤里町、二見町今一色、二見町江、二見町荘、二見町茶屋、二見町西、二見町松下、二見町三津、前山町、矢持町、八日市場町及び横輪町の各一部</p>	7,235
	<p>鳥羽市  <small>とばし</small>            畔蛸町、安楽島町、石鏡町、浦村町、相差町、小浜町、堅神町、堅子町、神島町、国崎町、河内町、坂手町、白木町、菅島町、千賀町、答志町、船津町、松尾町及び桃取町の各一部</p>	1,999
	<p>志摩市  <small>しまし</small>            阿児町安乗、阿児町鶯方、阿児町国府、阿児町甲賀、阿児町志島、阿児町神明、阿児町立神、磯部町恵利原、磯部町沓掛、磯部町三ヶ所、磯部町の矢、磯部町山田、磯部町渡鹿野、志摩町片田、志摩町越賀、志摩町御座、志摩町布施田、志摩町和具、大王町畔名、大王町波切、大王町名田、大王町船越、浜島町南張、浜島町迫子及び浜島町浜島の各一部</p>	3,235



都道府県名	区 域	面積 (ha)
	<p>わたらいぐんみなみいせちょう  度会郡南伊勢町</p> <p>あそうら いずみ いせじ おうかうら おおえ おおかたがま  阿曾浦、泉、伊勢路、相賀浦、大江、大方竈、  おがたがま おしぶち かみさきうら きだに きりほら こうち ごかしょうら  小方竈、押渕、神前浦、木谷、切原、河内、五ヶ所浦、  こわうら こんさ さいた さざらうら さらくわがま しもつうら  古和浦、神津佐、斎田、礪浦、新桑竈、下津浦、  しゅくうら たしからうら たそうら たなはしがま どうぐう ないぜ  宿浦、槌柄浦、田曾浦、棚橋竈、東宮、内瀬、  なかつはまうら にえうら はさまうら ほんま ふなこし ほうざうら みちかた  中津浜浦、贅浦、迫間浦、飯満、船越、方座浦、道方  みちゆくがま  及び道行竈の各一部</p>	5,040
	合 計	17,509

(ア) 特別保護地区

特別地域のうち、次の区域を特別保護地区とする。

(表 2 : 特別保護地区総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
三重県	伊勢市 宇治今在家町、宇治館町、岡本町、常磐町、豊川町、前山町及び八日市場町の各一部	858
	度会郡南伊勢町 小方竈、神前浦、河内、贅浦、方座浦及び道行竈の各一部	145
合 計		1,003

(表 3 : 特別保護地区内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
伊勢神宮内宮・神宮宮域林	伊勢市 宇治今在家町、宇治館町及び前山町の各一部	針葉樹をはじめ、イチイガシ、ツブラジイ、サカキ等の常緑広葉樹、落葉樹等が混交する美しい景観をなし、本州では希少なトキワマンサクの群落やツゲモチ、ジングウツツジ等の群生を至る所に見ることができる。また、林内には100種を超える野鳥が生息し、厳正な景観の保護を図る必要性の高い地域である。	
伊勢神宮外宮	伊勢市 岡本町、常盤町、豊川町及び八日市場町の各一部	イチイガシ、ツブラジイ、サカキ等の常緑広葉樹、落葉樹が混交する天然林が宮域を覆い、アミシダ、スジヒトツバなどのシダ植物の他、ナギラン、ムカデラン等の下層植生とがおりなす見事な景観を呈しており、厳正な景観の保護を図る必要性の高い地域である。	
見江島	度会郡南伊勢町 道行竈の一部	<small>うぐらはんとう</small> 鵜倉半島南部に位置する無人島で、周囲は大部分が断崖となっており、ヤマモモ、ウバメガシ等の常緑樹が全島を覆っている。島の北西部に位置する海食洞ではイワツバメが越冬のために営巣しており、野生生物の生息環境の保全及び厳正な景観の保護を図る必要性の高い地域である。	

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
弁天島	度会郡南伊勢町 神前浦の一部	神前湾に位置する無人島で、周囲は殆ど断崖となっており、スダジイ、イヌマキ、モチノキ、ヤマモモ等の巨木が繁茂し、特にウバメガシの高木が多数見られることは貴重であり、海岸性のスダジイ林も存在するなど、厳正な景観の保護を図る必要性の高い地域である。	
半島・島しょ群	度会郡南伊勢町 小方竈、神前浦、河内、贄浦及び方座浦の各一部	海食断崖景観を呈し、鋸歯状湾入群に突出する沿岸一帯は人為の改変が未だ入らない厳正に近い自然を残しており、厳正な景観の保護を図る必要性の高い地域である。	
合 計			1,003

(イ) 第1種特別地域

次の区域を第1種特別地域とする。

(表4：第1種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積(ha)
三重県	伊勢市 宇治今在家町、宇治浦田町、宇治浦田3丁目、宇治館町、宇治中之切町、岡本町、豊川町、二見町江、前山町及び八日市場町の各一部	674
	鳥羽市 神島町、白木町及び松尾町の各一部	36
	志摩市 磯部町恵利原、磯部町沓掛、志摩町越賀、志摩町御座、志摩町布施田及び志摩町和具の各一部	30
	度会郡南伊勢町 阿曾浦、相賀浦、大方竈、小方竈、神前浦、礪浦、新桑竈、宿浦、中津浜浦、東宮、方座浦及び道行竈の各一部	388
	合 計	1,128

(表 5 : 第 1 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
伊勢神宮・神宮宮域林	伊勢市 宇治今在家町、宇治浦田町、宇治浦田 3 丁目、宇治館町、宇治中之切町、岡本町、豊川町、前山町及び八日市場町の各一部 志摩市 磯部町恵利原の一部	伊勢神宮の神域及び神宮宮域林から成る地区で、針広混交の天然林が広がっており、厳正に保護されてきた。学術的にも貴重な森林であり、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
二見浦	伊勢市 二見町江の一部	国指定名勝の二見浦のうち、 <small>ふたみおきたまじんじや</small> 二見興玉神社がある立石崎一帯で、夫婦岩と伊勢湾が一体となった本公園を代表する景観が残されており、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
神島	鳥羽市 神島町の一部	神島南東部には、カルスト地形（鳥羽市指定天然記念物）や小規模な鍾乳洞が存在し、島南端の弁天岬と一体となった特異な景観が残されている。これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
青峯山	鳥羽市 白木町及び松尾町の各一部 志摩市 磯部町沓掛の一部	<small>しょうふくじ</small> 正福寺の社寺林として常緑広葉樹を中心に厳正に保護されてきており、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
和具大島 和具小島	志摩市 志摩町布施田及び志摩町和具の各一部	砂浜に暖地性植物群落が生育する良好な自然海岸で、アカウミガメの重要な上陸、産卵地となっており、野生生物の生息環境の保全及び優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
御座黒森	志摩市 志摩町御座の一部	英虞湾の湾口に位置し、ツブラジイが多く暖地性照葉樹林の典型をなしており、優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
日和浜 参宮浜	志摩市 志摩町越賀及び志摩町御座の各一部	三重県内におけるアカウミガメの重要な上陸、産卵地となっており、野生生物の生息環境の保全及び優れた風致の維持を図る必要性が高い地区である。	
島しょ・海岸沿線 地域	度会郡南伊勢町 阿曾浦、相賀浦、大方竈、小方竈、神前浦、礫浦、新桑竈、宿浦、中津浜浦、東宮、方座浦及び道行竈の各一部	五ヶ所湾から古和浦湾に至る海岸沿線及び島しょ群で、黒潮の浸食による海食崖、海食洞が点在し、自然海岸が残されている。これらの優れた風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
合 計			1, 128

(ウ) 第2種特別地域

次の区域を第2種特別地域とする。

(表6：第2種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
三重県	伊勢市 朝熊町、一字田町、宇治今在家町、宇治館町、楠部町、中村町、二見町今一色、二見町江、二見町荘、二見町茶屋、二見町西、二見町松下、前山町、矢持町及び横輪町の各一部	4,363
	鳥羽市 安楽島町、堅神町、河内町、答志町、船津町及び桃取町の各一部	152
	志摩市 阿児町鶴方、阿児町神明、阿児町立神、志摩町片田、志摩町越賀、志摩町御座、志摩町布施田、志摩町和具、大王町波切、大王町船越、浜島町南張、浜島町迫子及び浜島町浜島の各一部	651
	度会郡南伊勢町 阿曾浦、泉、相賀浦、大江、大方竈、小方竈、神前浦、木谷、切原、河内、五ヶ所浦、礪浦、槌柄浦、田曾浦、東宮、中津浜浦、贅浦、迫間浦、飯満、船越、方座浦、道方及び道行竈の各一部	1,434
合 計		6,600



(表 7 : 第 2 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
伊勢神宮宮域林	伊勢市 宇治今在家町、宇治館町及び前山町の各一部 度会郡南伊勢町 切原の一部	伊勢神宮宮域林及び隣接する森林から成る地区で、針葉樹の大径木を中心とした針広混交林が広がっている。五十鈴川の水源かん養及び野生生物の生息・生育環境の保全並びに良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
二見浦・神前岬	伊勢市 二見町今一色、二見町江、二見町荘、二見町茶屋、二見町西及び二見町松下の各一部	二見町今一色から立石崎に至る海岸で、クロマツ林が広がっており、国指定名勝になっている。神前岬は常緑広葉樹と針葉樹が生育し、立石崎からの眺望対象にもなっている。これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
横輪川	伊勢市 矢持町及び横輪町の各一部	ネコギギ（国：絶滅危惧IB類(EN)、県：絶滅危惧IA類(CR)、国指定天然記念物) など貴重な水生生物が生息する河川である。横輪川の野生生物の生息環境の保全及び良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
伊勢志摩スカイライン沿線	伊勢市 朝熊町、一宇田町、宇治館町、楠部町及び中村町の各一部 鳥羽市 堅神町、河内町及び船津町の各一部	伊勢市宇治館町から朝熊山を経て鳥羽市鳥羽へ至る一般自動車道沿線で、ジングウツツジやアサマツゲ等の蛇紋岩地帯特有の群落がみられる。また展望地や車窓からは伊勢湾や鳥羽湾の良好な眺望が望め、これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
鳥羽離島・沿岸	鳥羽市 安楽島町、答志町及び桃取町の各一部	鳥羽湾の無人島及び沿岸で、常緑の低木林が広がっており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
横山	志摩市 阿児町鶴方及び浜島町迫子の各一部	英虞湾北部に位置する英虞湾の好展望地である。アカマツやウバメガシを主とする二次林になっており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
登茂山	志摩市 大王町波切及び大王町船越の各一部	英虞湾東部に突き出した半島で英虞湾の好展望地である。アカマツやウバメガシを主とする二次林に覆われた丘陵地帯で、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
<small>こんびらさん</small> 金比羅山	志摩市 志摩町御座の一部	<small>さきしまはんとう</small> 先志摩半島西部に位置し英虞湾及び太平洋を望める好展望地である。ウバメガシを主とした常緑広葉樹林が広がっており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
英虞湾島しょ	志摩市 阿児町鵜方、阿児町神明、阿児町立神、志摩町片田、志摩町越賀、志摩町御座、志摩町布施田及び志摩町和具の各一部	<small>まさきじま</small> 有人島である間崎島東部と多数の無人島からなり、横山や登茂山等の英虞湾周辺の展望地からの眺望対象になっている。島の周辺では真珠やアオサノリの養殖が営まれており、良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
広の浜	志摩市 志摩町布施田及び志摩町和具の各一部	三重県内におけるアカウミガメの重要な上陸、産卵地であるとともに、シロチドリ の繁殖地にもなっていることから、野生生物の生息環境の保全及び良好な風致の維持を図る必要性が高い地区である。	
浜島南張	志摩市 浜島町南張及び浜島町浜島の各一部	黒崎海岸から南張海岸に至る海岸沿線で、アカウミガメの上陸、産卵地であるとともに、先志摩半島及び熊野灘の眺望が優れており、野生生物の生息環境の保全及び良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
南伊勢島しょ・海岸沿線地域	度会郡南伊勢町 阿曾浦、泉、相賀浦、大江、大方竈、小方竈、神前浦、木谷、河内、五ヶ所浦、礫浦、槌柄浦、田曾浦、東宮、中津浜浦、贅浦、迫間浦、飯満、船越、方座浦、道方及び道行竈の各一部	五ヶ所湾から寺倉浦 <small>てらくらうら</small> に至る海岸沿線及び島しょで、スダジイ、ウバメガシ等からなる自然林が広く残存しており、これらの良好な風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
合 計			6,600

(エ) 第3種特別地域

次の区域を第3種特別地域とする。

(表8：第3種特別地域総括表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
三重県	伊勢市 朝熊町、一字田町、上野町、宇治浦田町、宇治館町、楠部町、勢田町、中村町、藤里町、二見町今一色、二見町江、二見町茶屋、二見町松下及び二見町三津の各一部	1,340
	鳥羽市 畔蛸町、安楽島町、石鏡町、浦村町、相差町、小浜町、堅神町、堅子町、神島町、国崎町、河内町、坂手町、白木町、菅島町、千賀町、答志町、松尾町及び桃取町の各一部	1,811
	志摩市 阿児町安乗、阿児町鶴方、阿児町国府、阿児町甲賀、阿児町志島、阿児町神明、阿児町立神、磯部町恵利原、磯部町三ヶ所、磯部町的矢、磯部町山田、磯部町渡鹿野、志摩町片田、志摩町越賀、志摩町御座、志摩町布施田、志摩町和具、大王町畔名、大王町波切、大王町名田、大王町船越、浜島町南張、浜島町迫子及び浜島町浜島の各一部	2,554
	度会郡南伊勢町 阿曾浦、泉、伊勢路、相賀浦、大方竈、小方竈、押渕、木谷、切原、五ヶ所浦、古和浦、神津佐、斎田、磯浦、新桑竈、下津浦、宿浦、田曾浦、棚橋竈、内瀬、中津浜浦、迫間浦、飯満、船越及び道行竈の各一部	3,073
	合 計	8,778

(表 9 : 第 3 種特別地域内訳表)

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
朝熊山山麓	伊勢市 朝熊町、一字田町、宇治館町、楠部町及 び中村町の各一部 鳥羽市 堅神町の一部	朝熊山の中腹及び伊勢志摩スカイライン の北側にあたる常緑広葉樹林及びスギ、ヒ ノキの人工林である。伊勢市内、朝熊山山 頂及び伊勢志摩スカイラインからの眺望対 象になっており、風致の維持を図る必要性 の高い地区である。	
二見浦・松下	伊勢市 二見町今一色、二見町江、二見町茶屋、 二見町松下及び二見町三津の各一部	国指定名勝の二見浦の西端に位置する伊 勢湾の眺望が優れた地域及びヤブツバキ、 ウバメガシ、クヌギ等の広葉樹の雑木林が 多く残され、二見浦の眺望に優れた音無山 を含む地域である。これらの風致の維持を 図る必要性の高い地区である。	
伊勢神宮周辺域	伊勢市 上野町、宇治浦田町、勢田町及び藤里町 の各一部 鳥羽市 河内町の一部 志摩市 磯部町恵利原の一部	伊勢神宮宮域林に隣接する山林で、常緑 広葉樹林及びスギ、ヒノキの人工林となっ ている。宮域林と一体的な景観をなしてお り、風致の維持を図る必要性の高い地区で ある。	

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
パールロード沿線	鳥羽市 畔蛸町、安楽島町、石鏡町、浦村町、相 差町、堅子町、国崎町、千賀町及び松尾 町の各一部 志摩市 磯部町三ヶ所、磯部町の矢及び磯部町山 田の各一部	鳥羽市安楽島町から海沿いの尾根に沿っ て志摩市阿児町へ至る主要道路沿線で、途 中には箱田山園地をはじめ多くの路傍展望 台（駐車帯）が整備されている。展望地や 車窓からは、答志島、菅島をはじめ多くの 島しょや的矢湾、深く入り組んだりアス海 岸の良好な眺望が広がる。これらの眺望の 確保及び風致の維持を図る必要性の高い地 区である。	
青峯山	鳥羽市 白木町及び松尾町の各一部	青峯山の中腹にあたる常緑樹を主とした 広葉樹林となっており、風致の維持を図る 必要性の高い地区である。	
鳥羽離島・小浜半 島	鳥羽市 小浜町、神島町、坂手町、菅島町、答志 町及び桃取町の各一部	伊勢湾及び鳥羽湾に位置する島の沿岸部 及び小浜半島北部で、日和山等の展望地や 定期船からの眺望対象であることから、風 致の維持を図る必要性の高い地区である。	

名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
志摩半島東部海岸 及び島しょ	鳥羽市 畔蛸町、石鏡町、浦村町、相差町、堅子 町、国崎町及び千賀町の各一部 志摩市 阿児町安乗、阿児町国府、阿児町甲賀、 阿児町志島、磯部町的矢、磯部町渡鹿野、 志摩町片田、志摩町越賀、志摩町御座、 志摩町布施田、志摩町和具、大王町畔名、 大王町波切、大王町名田及び大王町船越 の各一部	入り組んだリアス海岸や多くの砂浜海岸 を有した自然海岸と島しょが織り成す景観 は本公園を代表するものであり、安乗崎、 大王崎、麦崎 <small>むぎざき</small> など主要な展望地も整備され ている。これらの眺望の確保及び風致の維 持を図る必要性の高い地区である。	
英 虞 湾 沿 岸 ・ 賢 島 <small>かしこじま</small>	志摩市 阿児町鶴方、阿児町神明、阿児町立神、 志摩町片田、志摩町御座、志摩町布施田、 志摩町和具、大王町波切、大王町船越、 浜島町迫子及び浜島町浜島の各一部	深く入り組んだリアス海岸の英虞湾の沿 岸と賢島の地区で登茂山集団施設地区、横 山集団施設地区をはじめとする多くの展望 地からの良好な眺望対象となっているとと もに、周辺の海域では真珠やアオサノリの 養殖が営まれている。これらの眺望の確保 及び風致の維持を図る必要性の高い地区で ある。	
<small>かじやとうげ</small> 鍛冶屋峠南	度会郡南伊勢町 伊勢路の一部	周辺はシイ、カシ類の雑木林で、伊勢市 と南伊勢町境に位置する展望台からは、初 夏のツツジ、秋の紅葉など四季折々の良好 な展望が開けている。これらの眺望の確保 及び風致の維持を図る必要性の高い地区で ある。	



名 称	区 域	地区の概要	面積 (ha)
りゅうせんざん 龍仙山	度会郡南伊勢町 五ヶ所浦及び船越の各一部	山頂からは、いくつもの入り江が鋭く切れ込んだリアス海岸である五ヶ所湾を望む好展望地となっている。これらの眺望の確保及び風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
南伊勢沿岸	志摩市 浜島町南張の一部 度会郡南伊勢町 阿曾浦、泉、伊勢路、相賀浦、大方竈、小方竈、押渕、木谷、切原、五ヶ所浦、古和浦、神津左、斎田、礪浦、新桑竈、下津浦、宿浦、田曾浦、棚橋竈、内瀬、中津浜浦、迫間浦、飯満、船越及び道行竈の各一部	五ヶ所湾、 <sup>にえわん</sup> 贄湾、古和浦湾の内湾と熊野灘に面しており、ウバメガシを主とした常緑広葉樹林が広がっている。一部の海岸に残されている海跡湖ではハマナツメが群生している。内湾沿いの南海展望台やニラハマ展望台等の展望地、 <sup>かくろざん</sup> 鶴路山や <sup>つぼねがちよう</sup> 局ヶ頂等の山頂からの眺望対象にもなっていることから、風致の維持を図る必要性の高い地区である。	
合		計	8,778

イ 関連事項

(ア) 採取等規制植物

採取又は損傷を規制する植物を次のとおりとする。

(表10：採取等規制植物表)

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
ミズゴケ	ミズゴケ属
マツバラシ	マツバラシ
ヒカゲノカズラ	ナンカクラン
ゼンマイ	ヤシヤゼンマイ
イトモトソウ	エダウチホングウシダ、ナチシダ
シノブ	シノブ、キクシノブ、タマシダ
オシダ	アミシダ、ナチクジャク、アツイタ
チャセンシダ	オオタニワタリ、アオガネシダ
ウラボシ	イワヤナギシダ、オオクボシダ
シシラン	シシラン
キンポウゲ	ミスミソウ (スハマソウ、ケスハマソウを含む。)、カザグルマ、トリガタハンショウヅル
メギ	イカリソウ
スイレン	ヒツジグサ
モウセンゴケ	イシモチソウ、モウセンゴケ
ユキノシタ	チャルメルソウ、ジンジソウ
バラ	ハスノハイチゴ
トウダイグサ	ハギクソウ、イワタイゲキ (フジタイゲキ)
ヒメハギ	カキノハグサ (ナガバノカキノハグサを含む。)
イチヤクソウ	ウメガサソウ、シャクジョウソウ、ギンリョウソウ、ギンリョウソウモドキ (アキノギンリョウソウ)
ツツジ	ドウダンツツジ、ヒロハドウダンツツジ、イワナンテン、トサノミツバツツジ、サツキ (サツキツツジ)、レンゲツツジ (キレンゲを含む。)、ヒカゲツツジ、アケボノツツジ (アカヤシオを含む。)、コバノミツバツツジ、ジンドウツツジ、オンツツジ (ツクシアカツツジ)、カインアンサラサドウダン

科名	種名 (ミズゴケ科の植物にあつては属名)
リンドウ	リンドウ、アサマリンドウ、センブリ、イヌセンブリ
アカネ	イナモリソウ
シソ	ミカエリソウ (イトカケソウ)、シマジタムラソウ
イワタバコ	イワタバコ
ハマウツボ	キヨスミウツボ
ハマジンチョウ	ハマジンチョウ (モクベンケイ)
キキョウ	キキョウ
キク	ウラギク (ハマシオン)、オオニガナ
ホンゴウソウ	ホンゴウソウ
ユリ	ヤマラッキョウ、ショウジョウバカマ、ハマカンゾウ、イワギボウシ、ヒメユリ、ササユリ、コオニユリ、チャボホトトギス、アマナ
ビャクブ	ナベワリ
ヒガンバナ	ハマオモト (ハマユウ)
ヒナノシヤクジョウ	ヒナノシヤクジョウ、シロシヤクジョウ
ラン	イワチドリ、シラン、マメヅタラン (マメラン)、ムギラン、エビネ、ナツエビネ、サルメンエビネ、ギンラン、キンラン、ササバギンラン、ミヤマムギラン、シュンラン (ホクロ)、ナギラン、クマガイソウ、セッコク、カキラン、アケボノシュスラン、ミヤマウズラ、ムヨウラン、コ克蘭、フウラン、ヨウラクラン、ガンゼキラン、ツレサギソウ、オオバノトンボソウ、オオヤマサギソウ、トキソウ、ヤマトキソウ、ムカデラン、カヤラン、クモラン、トンボソウ

(イ) 乗入れ規制区域及び期間

車馬若しくは動力船を使用し、又は航空機を着陸させることを規制する区域及び期間を次のとおりとする。

(表11：乗入れ規制区域及び期間表)

名 称	区 域	地種区分	区域の概要	面積 (ha)	期 間
日和浜 参宮浜	三重県志摩市志摩町御座及 び志摩町越賀の各一部 (以上の区域のうち、道路、 広場、田、畑、牧場及び宅 地の区域を除く。)	第1種特別 地域	当海岸は三重県内における貴 重なアカウミガメの産卵地とな っている。上陸・産卵期間につ いて乗入れを規制し、産卵地の 保護を図る。	5	規制期間は5月1日 から10月31日までと する。
広の浜	三重県志摩市志摩町布施田 及び志摩町和具の各一部 (以上の区域のうち、道路、 広場、田、畑、牧場及び宅 地の区域を除く。)	第2種特別 地域	当海岸は三重県内における貴 重なアカウミガメの産卵地とな っている他、シロチドリの繁殖 地ともなっている。これらの上 陸・産卵及び営巢の期間につ いて乗入れを規制し、産卵地の保 護を図る。	7	規制期間は5月1日 から10月31日までと する。

(ウ) 普通地域

普通地域の区域は、次のとおりである。

(表12：普通地域表)

都道府県名	区 域	面積 (ha)
三重県	<p>伊勢市</p> <p><small>ふたみちようひかりのまち ふたみちようみぞくち ふたみちようやまだはら</small>  二見町光の街、二見町溝口及び二見町山田原の全  部並びに旭<small>あさひちよう</small>町、朝熊町、一字田町、上野町、宇  治今在家町、宇治浦田3丁目、宇治中之切町、  <small>えんざちよう かのみちよう かみそのちよう そうちちよう つむらちよう</small>  円座町、鹿海町、神菌町、楠部町、佐八町、津村町、  藤里町、二見町今一色、二見町江、二見町荘、二  見町茶屋、二見町西、二見町松下、二見町三津、  前山町、矢持町及び横輪町の各一部</p>	5,344
	<p>鳥羽市</p> <p><small>いけがみちよう いわくらちよう おあきにしまち おあきひがしまち さちがおか</small>  池上町、岩倉町、大明西町、大明東町、幸丘、  <small>たかおかちよう とぼちよう</small>  高丘町、鳥羽町、鳥羽1丁目、鳥羽2丁目、鳥  羽3丁目、鳥羽4丁目、鳥羽5丁目、屋内町及び  <small>わかすぎちよう</small>  若杉町の全部並びに畔蛸町、安楽島町、石鏡町、  浦村町、相差町、小浜町、堅神町、堅子町、神島  町、国崎町、河内町、坂手町、白木町、菅島町、  千賀町、答志町、船津町、松尾町及び桃取町の各  一部</p>	8,720
	<p>志摩市</p> <p><small>いそべちようあながわ いそべちよういはいま いそべちようかみのごう</small>  磯部町穴川、磯部町飯浜、磯部町上之郷、  <small>いそべちようくりきひろ いそべちようごち いそべちようさかざき</small>  磯部町栗木広、磯部町五知、磯部町坂崎、  <small>いそべちようしものごう いそべちようついで いそべちようはさま</small>  磯部町下之郷、磯部町築地、磯部町迫間、  <small>いそべちようひやま いそべちようやまはら はまじまちようしおや</small>  磯部町桧山、磯部町山原、浜島町塩屋及び  <small>はまじまちようひやまじ</small>  浜島町桧山路の全部並びに阿児町安乗、阿児町鶴  方、阿児町国府、阿児町甲賀、阿児町志島、阿児  町神明、阿児町立神、磯部町恵利原、磯部町杵掛、  磯部町三ヶ所、磯部町的矢、磯部町山田、磯部町  渡鹿野、志摩町片田、志摩町越賀、志摩町御座、  志摩町布施田、志摩町和具、大王町畔名、大王町  波切、大王町名田、大王町船越、浜島町南張、浜  島町迫子及び浜島町浜島の各一部</p>	14,710

都道府県名	区 域	面積 (ha)
	度会郡南伊勢町 <small>はじかみ</small> 始神の全部並びに阿曾浦、泉、伊勢路、相賀浦、 大方竈、押渕、木谷、切原、五ヶ所浦、神津左、 斎田、礪浦、下津浦、宿浦、田曾浦、東宮、内瀬、 中津浜浦、迫間浦、飯満及び船越の各一部	9,261
	陸 域 合 計	38,035
	陸域地先1キロメートル以内の海面（但し、港湾区域（海域）及び漁港区域（海域）を除く。）	20,900
	合 計	

ウ 面積内訳

地域地区別土地所有別及び市町村別面積は次のとおりとなる。

(表13：地域地区別土地所有別面積総括表)

地域区分		特別地域												普通地域 (陸域)			合計 (陸域)			海城公園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
		特別保護地区			第1種特別地域			第2種特別地域			第3種特別地域											
土地所有別		国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私	国	公	私			
三重県	土地所有別面積	0	0	1,003	7	12	1,109	26	299	6,275	16	292	8,470	116	1,394	36,525	165	1,997	53,382	—	20,900	20,900
	地種区分別 面積 (比率)	1,003 (1.8)			1,128 (2.0)			6,600 (11.9)			8,778 (15.8)			38,035 (68.5)			55,544 (100)					
	地域地区別 面積 (比率)	16,506 (29.7)																				
	地域別 面積 (比率)	17,509 (31.5)																				
合計	土地所有別面積	0	0	1,003	7	12	1,109	26	299	6,275	16	292	8,470	116	1,394	36,525	165	1,997	53,382	—	20,900	20,900
	地種区分別 面積 (比率)	1,003 (1.8)			1,128 (2.0)			6,600 (11.9)			8,778 (15.8)			38,035 (68.5)			55,544 (100)					
	地域地区別 面積 (比率)	16,506 (29.7)																				
	地域別 面積 (比率)	17,509 (31.5)																				





(表14：地域地区別市町村別面積総括表)

地域地区		特 別 地 域					普通 地域 (陸域)	合計 (陸域)	海域公園地区	普通地域 (海域)	合計 (海域)
		特 保	第 1 種	第 2 種	第 3 種	小 計					
市町村名											
三 重 県	伊 勢 市	858	674	4,363	1,340	7,235	5,344	12,579	—	20,900	20,900
	鳥 羽 市	—	36	152	1,811	1,999	8,720	10,719			
	志 摩 市	—	30	651	2,554	3,235	14,710	17,945			
	度会郡 南伊勢町	145	388	1,434	3,073	5,040	9,261	14,301			
小 計		1,003	1,128	6,600	8,778	17,509	38,035	55,544			
合 計		1,003	1,128	6,600	8,778	17,509	38,035	55,544			



3 事業計画

(1) 施設計画

ア 利用施設計画

(ア) 集団施設地区

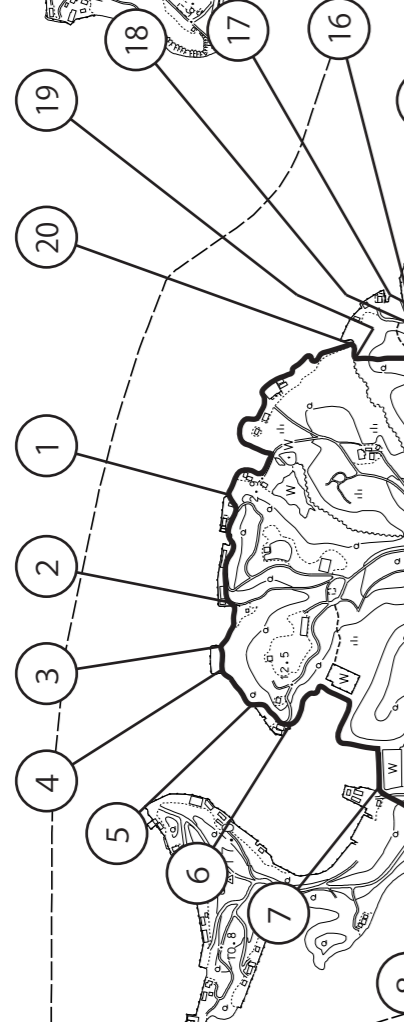
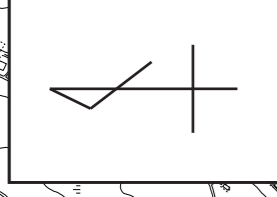
集団施設地区を次のとおりとする。

(表15：集団施設地区表)

番号	名称	区 域	計 画 目 標	整 備 計 画 区 及 び 基 盤 施 設	整 備 方 針			面 積 (ha)		
1	ともやま 登茂山	三重県志摩市大王町波切及び大王町船越の各一部	<p>本地区は、英虞湾に突出した小半島に位置し、地形は浸食の進んだ隆起海食台で、アカマツやウバメガシの二次林を主とする小丘陵が連なっている。丘陵上は、リアス海岸、英虞湾の好展望地である。</p> <p>本地区においては、このような立地条件を活かし、自然に親しみ、自然に学ぶ利用拠点として整備する。</p>	登茂山整備計画区	<p>計画区の北部では、宿舎、野営場、博物展示施設、園地、休憩所、運動施設及び駐車場等、利用拠点としての基盤施設を整備する。</p> <p>計画区の中央部では、地区の自然を活かし、自然探勝、自然学習を行うための施設を整備するほか北部地区の施設を補完する宿舎、園地、野営場施設を整備する。</p> <p>計画区の南部では、地区の自然を活かし、自然探勝、自然学習を行うための施設を整備する。</p> <p>次郎六郎半島を中心とした地区では、散策、海水浴等、水辺利用のための施設を整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては、既存施設の有効利用に留意するとともに、他からの眺望に配慮する等風致の維持に努める。</p>			111.0		
				道路（歩道）	計画区域内を連絡する一般向けの施設として整備する。					
				排水施設	閉鎖性水域の英虞湾の水質保全に万全を期すこととする。					
				面 積 計			国	公	私	
			—	99.0	12.0					
			111.0							

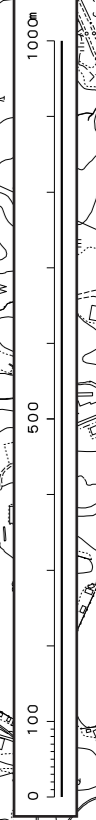


# 登茂山集団施設地区区域図



## 区域線表

番号	区域線
①-②	地類界(林地・造成地)
②-③	汀線界
③-④	地類界(林地・造成地)
④-⑤	汀線界
⑤-⑥	地類界(林地・造成地)
⑥-⑦	汀線界
⑦-⑧	稜線界
⑧-⑨	汀線界
⑨-⑩	稜線界
⑩-⑪	道路敷(除)界
⑪-⑫	土地所有別界(市有地・民地)
⑫-⑬	道路敷(除)界
⑬-⑭	土地所有別界(市有地・民地)
⑭-⑮	道路敷(除)界
⑮-⑯	土地所有別界(市有地・民地)
⑯-⑰	地類界(林地・造成地)
⑰-⑱	谷界
⑱-⑲	稜線界
⑲-⑳	土地所有別界(市有地・民地)
⑳-㉑	汀線界



この地図は三重県市町総務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図10000)」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第187号)  
 本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を要する。

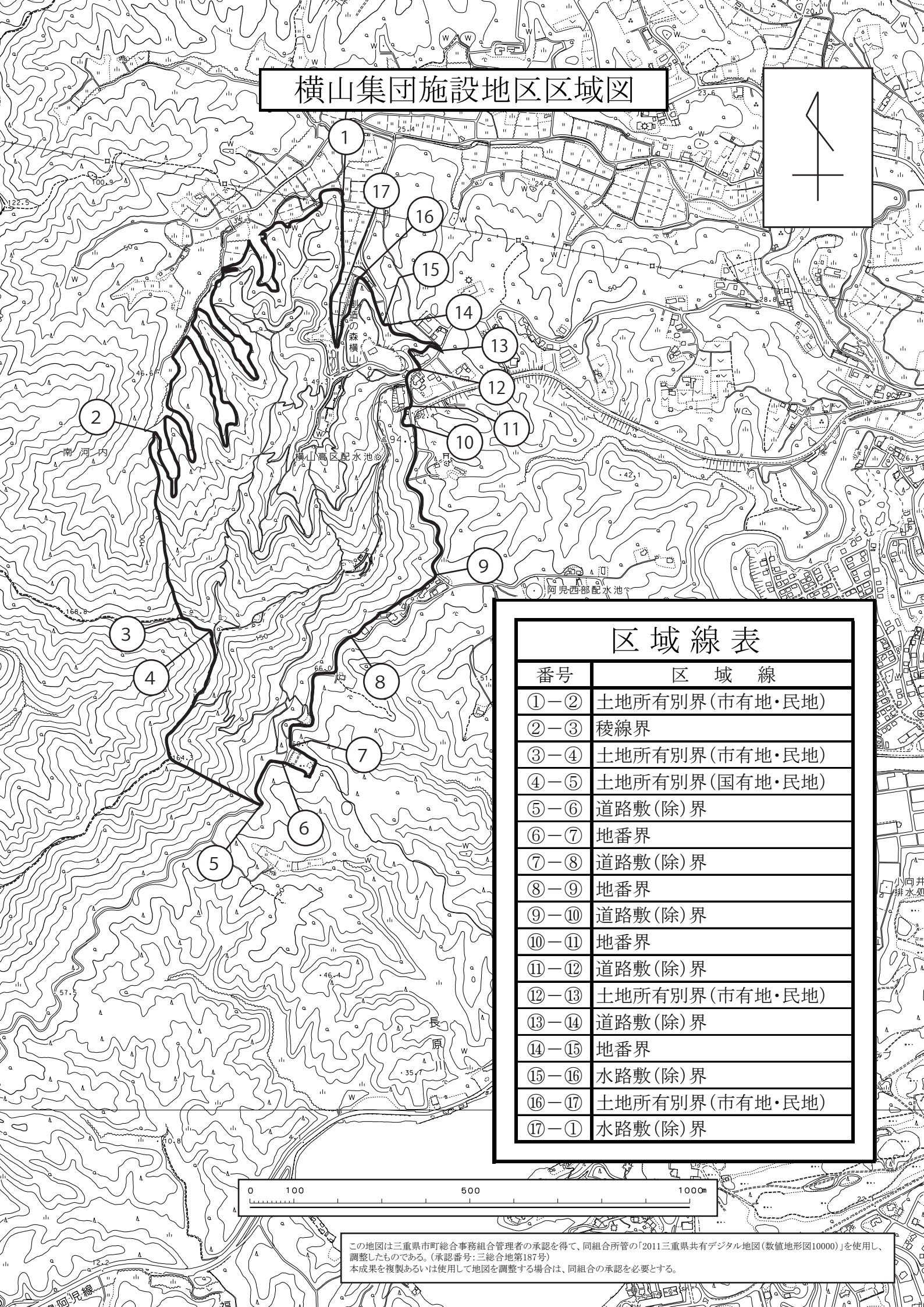
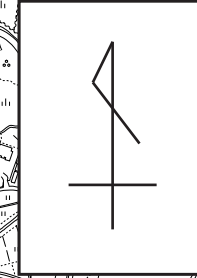


番号	名 称	区 域	計 画 目 標	整 備 計 画 区 及 び 基 盤 施 設	整 備 方 針			面 積 (ha)
2	よこやま 横山	三重県志摩市阿児町鵜方の一部	<p>本地区は、英虞湾に注ぐ前川及び西川の河口の北側に位置する横山の山稜部から山麓部で、地形は地殻変動によって生じた肥沃性の乏しい低山地帯と谷部の湿地とからなる。植生はアカマツやウバメガシを主とする二次林と一部ヒノキの人工林も混じる。稜線には、リアス海岸である英虞湾を俯瞰する好展望地がいくつもある。</p> <p>本地区においては、このような立地条件を活かし、英虞湾の風景鑑賞や横山周辺の自然探勝の他、当公園の自然情報や利用のための情報を提供する施設等、主要な利用拠点として整備する。</p>	横山整備計画区	<p>当計画区は、志摩地区における利用拠点として従来の眺望利用の他、自然探勝・自然学習の利用をより一層推進するため、博物展示施設及び園地施設等の充実を図り、志摩地区の自然学習の拠点施設として適切に整備する。</p> <p>なお、整備に当たっては、周囲からの眺望に配慮すると共に、野生生物の生息環境の保全にも十分配慮する。</p>			51.0
					面 積 計	13.1	33.9	4.0
						51.0		



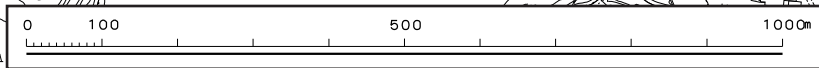


# 横山集団施設地区区域図



## 区域線表

番号	区域線
①-②	土地所有別界(市有地・民地)
②-③	稜線界
③-④	土地所有別界(市有地・民地)
④-⑤	土地所有別界(国有地・民地)
⑤-⑥	道路敷(除)界
⑥-⑦	地番界
⑦-⑧	道路敷(除)界
⑧-⑨	地番界
⑨-⑩	道路敷(除)界
⑩-⑪	地番界
⑪-⑫	道路敷(除)界
⑫-⑬	土地所有別界(市有地・民地)
⑬-⑭	道路敷(除)界
⑭-⑮	地番界
⑮-⑯	水路敷(除)界
⑯-⑰	土地所有別界(市有地・民地)
⑰-①	水路敷(除)界



この地図は三重県市町総務組合管理者の承認を得て、同組合所管の「2011三重県共有デジタル地図(数値地形図10000)」を使用し、調整したものである。(承認番号:三総合地第187号)  
 本成果を複製あるいは使用して地図を調整する場合は、同組合の承認を必要とする。



(イ) 単独施設

単独施設を次のとおりとする。

(表16：単独施設表)

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
1	園地	三重県伊勢市 <small>ふたみがうら</small> (二見浦)	砂浜と背後の黒松林を利用した水辺利用及び散策のための園地として整備する。	昭52.2.8告示
2	園地	三重県伊勢市 <small>いせじんぐうないくう</small> (伊勢神宮内宮)	伊勢神宮内宮を訪れる利用者の休憩のための園地として整備する。	昭52.2.8告示
3	園地	三重県伊勢市 <small>あさまやま</small> (朝熊山)	風景鑑賞及び散策のための園地として整備する。	昭52.2.8告示
4	宿舎	三重県鳥羽市 (小浜)	鳥羽地区の探勝の基地となる宿舎として整備する。	昭52.2.8告示
5	園地	三重県鳥羽市 <small>ひなたじま</small> (日向島)	鳥羽湾の風景鑑賞及び海水浴等の水辺利用のための園地として整備する。	昭52.2.8告示
8	博物展示施設	三重県鳥羽市 (鳥羽)	本公園の自然、文化の紹介、その他利用のための情報提供を行うビジターセンターとして整備する。	昭52.2.8告示
9	園地	三重県鳥羽市 <small>はこだやま</small> (箱田山)	鳥羽湾及び石鏡、相差間の優れた海岸の風景鑑賞のための園地として整備する。	昭52.2.8告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
10	園地	三重県鳥羽市（千賀）	的矢湾の風景鑑賞のための園地として整備する。	昭52.2.8告示
12	園地	三重県志摩市（渡鹿野）	的矢湾の風景鑑賞及びピクニックのための園地として整備する。	昭52.2.8告示
13	宿舎	三重県志摩市（渡鹿野）	的矢湾周辺の探勝の基地となる宿舎として整備する。眺望の対象地でもあることから風致の維持に配慮する。	昭52.2.8告示
14	園地	三重県志摩市（ <sup>あのりさき</sup> 安乗崎）	的矢湾、国府白浜の風景鑑賞及びピクニックのための園地として整備する。海食崖上の園地であることから、危険防止には特に留意する。	昭52.2.8告示
17	宿舎	三重県志摩市（横山）	横山地区の利用の基地となる宿舎として整備する。	昭52.2.8告示
19	園地	三重県志摩市（ <sup>かしこじま</sup> 賢島）	休憩及びピクニックのための園地として整備する。	昭52.2.8告示
20	宿舎	三重県志摩市（賢島）	英虞湾周辺の探勝の基地となる宿舎として整備する。	昭52.2.8告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
21	水族館	三重県志摩市（賢島）	主として本公園内に生息する魚類、その他水生動物を公園利用者に紹介するための施設として整備する。	昭52.2.8告示
22	園地	三重県志摩市（大王崎 <sup>だいおうさき</sup> ）	休憩及びピクニックのための園地として整備する。	昭52.2.8告示
23	園地	三重県志摩市（大池 <sup>おおいけ</sup> ）	休憩及びピクニックのための園地として整備する。自然環境の保全には特に留意する。	昭52.2.8告示
24	宿舎	三重県志摩市（広の浜 <sup>ひろのはま</sup> ）	先志摩半島及び和具大島の探勝の基地となる宿舎として整備する。	昭60.1.31告示
26	宿舎	三重県志摩市（浜島）	周辺地区利用の基地となる宿舎として整備する。施設の規模は極力抑制し、海岸の風景維持に留意する。	昭52.2.8告示
27	宿舎	三重県度会郡南伊勢町（田曾浦）	英虞湾及び五ヶ所湾の探勝の基地となる宿舎として整備する。	昭52.2.8告示
28	宿舎	三重県度会郡南伊勢町（相賀浦）	五ヶ所湾の探勝の基地となる宿舎として整備する。	昭52.2.8告示
29	園地	三重県度会郡南伊勢町（阿曾浦）	賢湾の風景鑑賞のための園地として整備する。	昭52.2.8告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
30	園地	三重県度会郡南伊勢町（鶺倉 <sup>うぐら</sup> ）	南島地区のリアス海岸の風景鑑賞のための園地として整備する。	昭52.2.8告示
31	宿舎	三重県度会郡南伊勢町（鶺倉）	周辺地区利用の基地となる宿舎として整備する。	昭52.2.8告示
33	園地	三重県志摩市（南張 <sup>なんばり</sup> ）	熊野灘の風景鑑賞のための園地として整備する。	昭60.1.31告示
34	駐車場	三重県志摩市（賢島）	本地区及び英虞湾めぐりの遊覧船利用者のための駐車場として整備する。	昭60.1.31告示
35	園地	三重県鳥羽市（小浜）	休憩及び海浜レクリエーション等のための園地として整備する。	昭63.7.23告示
36	園地	三重県鳥羽市（答志島 <sup>とうしじま</sup> ）	風景鑑賞及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示
37	宿舎	三重県鳥羽市（答志島）	答志島地区の探勝の基地となる宿舎として整備する。	昭63.7.23告示
38	休憩所	三重県伊勢市（二見浦）	本公園利用者の食事、休憩等のための便宜施設として整備する。	昭63.7.23告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
39	水族館	三重県伊勢市（二見浦）	主として本公園内に生息する魚類、その他水生動物を公園利用者に紹介するための施設として整備する。	昭63.7.23告示
40	園地	三重県伊勢市（音無山） <small>おとなしやま</small>	風景鑑賞及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示
41	園地	三重県伊勢市（池の浦） <small>いけのうら</small>	海水浴等水辺利用のための園地として整備する。	昭63.7.23告示
42	宿舎	三重県伊勢市（池の浦）	周辺探勝及び海浜レクリエーションの基地となる滞在型の宿舎として整備する。	昭63.7.23告示
43	運動場	三重県伊勢市（池の浦）	主として滞在利用者を対象とした運動場として整備する。	昭63.7.23告示
44	園地	三重県度会郡南伊勢町（龍仙山） <small>りゅうせんざん</small>	五ヶ所湾の展望及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示
45	園地	三重県度会郡南伊勢町（鶴路山） <small>かくろざん</small>	五ヶ所湾の展望及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示
46	宿舎	三重県度会郡南伊勢町（中津浜浦）	五ヶ所湾における海洋レクリエーションの基地となる宿舎として整備する。	昭63.7.23告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
47	舟遊場	三重県度会郡南伊勢町（中津浜浦）	五ヶ所湾におけるヨット等海洋レクリエーションの基地となるマリーナとして整備する。	昭63.7.23告示
48	宿舎	三重県度会郡南伊勢町（小田ノ浦 <sup>おだのうら</sup> ）	周辺探勝及び海洋レクリエーションの基地となる滞在型の宿舎として整備する。	昭63.7.23告示
49	舟遊場	三重県度会郡南伊勢町（小田ノ浦）	五ヶ所湾におけるヨット等海洋レクリエーションの基地となるマリーナとして整備する。	昭63.7.23告示
50	園地	三重県度会郡南伊勢町（迫間浦）	海水浴等水辺利用のための園地として整備する。	昭63.7.23告示
51	宿舎	三重県度会郡南伊勢町（迫間浦）	周辺探勝及び海浜レクリエーションの基地となる滞在型の宿舎として整備する。	昭63.7.23告示
52	野営場	三重県度会郡南伊勢町（迫間浦）	海水浴等海浜レクリエーションのための基地となる野営場として整備する。	昭63.7.23告示
53	舟遊場	三重県度会郡南伊勢町（迫間浦）	五ヶ所湾におけるヨット等海洋レクリエーションの基地となるマリーナとして整備する。	昭63.7.23告示



番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
54	園地	三重県度会郡南伊勢町（相賀浦）	風景鑑賞及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示
56	園地	三重県度会郡南伊勢町（神前浦）	風景鑑賞及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示
57	野営場	三重県度会郡南伊勢町（鵜倉）	周辺探勝の基地となる野営場として整備する。	昭63.7.23告示
58	園地	三重県度会郡南伊勢町（古和浦）	休憩及び風景鑑賞のための園地として整備する。	昭63.7.23告示
59	園地	三重県度会郡南伊勢町（ <sup>しゅうがはま</sup> 塩竈浜）	休憩及び風景鑑賞のための園地として整備する。	昭63.7.23告示
60	園地	三重県志摩市（浜島）	休憩及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示
61	舟遊場	三重県志摩市（ <sup>みやのまえ</sup> 宮の前）	英虞湾におけるヨット等海洋レクリエーションの基地となるマリーナとして整備する。	昭63.7.23告示
62	園地	三重県志摩市（ <sup>ござしらはま</sup> 御座白浜）	主として海水浴等の水辺利用のための園地として整備する。なお、整備に当たっては、海浜の環境保全に特に留意する。	昭63.7.23告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
63	宿舎	三重県志摩市（御座白浜）	先志摩半島の自然探勝及び海浜レクリエーションの基地となる宿舎として整備する。	昭63.7.23告示
64	園地	三重県志摩市（ <small>こんびらさん</small> 金比羅山）	英虞湾の風景鑑賞及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示
65	園地	三重県志摩市（ <small>あづりはま</small> 阿津里浜）	主として海水浴等の水辺利用のための園地として整備する。なお、整備に当たっては、海浜の環境保全に特に留意する。	昭63.7.23告示
66	宿舎	三重県志摩市（阿津里浜）	先志摩半島の自然探勝及び海浜レクリエーションの基地となる宿舎として整備する。	昭63.7.23告示
67	野営場	三重県志摩市（阿津里浜）	海浜レクリエーションの基地となる野営場として整備する。	昭63.7.23告示
69	給水施設	三重県志摩市（阿津里浜）	阿津里浜地区における給水施設として整備する。	昭63.7.23告示
70	排水施設	三重県志摩市（阿津里浜）	阿津里浜地区における排水施設として整備する。	昭63.7.23告示
71	園地	三重県志摩市（ <small>むぎさき</small> 麦崎）	風景鑑賞及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
72	宿舎	三重県志摩市（安乗）	周辺探勝の基地となる宿舎として整備する。	昭63.7.23告示
73	園地	三重県志摩市（国府）	休憩及び海水浴等水辺利用のための園地として整備する。	昭63.7.23告示
74	宿舎	三重県志摩市（国府）	周辺探勝及び海洋レクリエーション等の基地となる滞在型の宿舎として整備する。	昭63.7.23告示
75	運動場	三重県志摩市（国府）	主として滞在利用者を対象としたプール、テニスコート等の運動施設として整備する。	昭63.7.23告示
76	舟遊場	三重県志摩市（国府）	ヨット等海洋レクリエーションの基地となるマリーナとして整備する。	昭63.7.23告示
77	運動場	三重県志摩市（横山）	地区利用者のためのテニスコート等運動広場として整備する。なお、整備に当たっては、横山からの展望景観の保全に特に留意する。	昭63.7.23告示
78	園地	三重県志摩市（ <sup>ふくがわら</sup> 福川原）	休憩及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
79	宿舎	三重県志摩市（福川原）	周辺探勝の基地となる宿舎として整備する。	昭63.7.23告示
81	運動場	三重県志摩市（賢島）	主として滞在利用者を対象としたプール、テニスコート等の運動場として整備する。	昭63.7.23告示
82	博物展示施設	三重県志摩市（賢島）	主として志摩地方の自然、歴史、民俗等を紹介するための施設として整備する。	昭63.7.23告示
83	園地	三重県志摩市（立神）	風景鑑賞及びピクニックのための園地として整備する。	昭63.7.23告示
84	舟遊場	三重県志摩市（渡鹿野）	的矢湾におけるヨット等海洋レクリエーションの基地となるマリーナとして整備する。	昭63.7.23告示
85	博物展示施設	三重県伊勢市（朝熊山）	本公園の最高峰における展望を活かし、自然及び人文景観の紹介や公園利用のための情報提供を行う施設として整備する。	平6.2.15告示
86	園地	三重県鳥羽市（菅島）	海岸の風景鑑賞、休憩のための園地として整備する。	平6.2.15告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
87	園地	三重県鳥羽市（鯨崎 <sup>くじらざき</sup> ）	海岸の風景鑑賞、休憩のための園地として整備する。	平6.2.15告示
88	園地	三重県度会郡南伊勢町（中津浜浦）	海水浴等、水辺利用のための園地として整備する。	平6.2.15告示
90	園地	三重県鳥羽市（岩屋 <sup>いわや</sup> ）	海岸の風景鑑賞及び休憩のための園地として整備する。	平12.3.31告示
91	園地	三重県鳥羽市（築上 <sup>つかけ</sup> ）	海岸の風景鑑賞及び自然探勝のための園地として整備する。	平12.3.31告示
92	園地	三重県鳥羽市（菅崎 <sup>すげさき</sup> ）	海岸の風景鑑賞及び休憩のための園地として整備する。	平12.3.31告示
93	園地	三重県伊勢市（北浜 <sup>きたはま</sup> ）	海岸域の砂浜とクロマツ林を利用した散策のための園地として整備する。	平12.3.31告示
94	野営場	三重県伊勢市（池の浦）	海水浴等水辺利用のための野営場として整備する。	平12.3.31告示
95	園地	三重県志摩市（広の浜）	海水浴など海岸及び河川の水辺利用のための園地として整備する。	平12.3.31告示
96	野営場	三重県志摩市（横山）	周辺の自然とふれあうための野営場を整備する。	平12.3.31告示

番号	種類	位置	整備方針	告示年月日
97	園地	三重県志摩市（志島）	海水浴等水辺利用及び散策のための園地として整備する。	平12.3.31告示
98	宿舎	三重県志摩市（志島）	海水浴等水辺利用及び散策のための拠点として、宿舎を整備する。	平12.3.31告示
99	園地	三重県志摩市（ <sup>たどくしま</sup> 多徳島）	自然環境教育及び自然とふれあうための園地として整備する。	平12.3.31告示
100	野営場	三重県志摩市（多徳島）	自然環境教育及び自然とふれあうための野営場を整備する。	平12.3.31告示
101	運動場	三重県志摩市（渡鹿野）	島の自然を活かした滞在利用のための運動場を整備する。	平12.3.31告示
102	宿舎	三重県志摩市（ <sup>おおさきはんとう</sup> 大崎半島）	英虞湾周辺の観光利用又は自然探勝の拠点となる宿舎として整備する。	平26.3.5告示

## (ウ) 道路

## a 車道

車道を次のとおりとする。

(表17：道路（車道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
2	いせいそべせん 伊勢磯部線	起点－三重県伊勢市（宇治館町・国立公園境界） 終点－三重県伊勢市志摩市（恵利原）	伊勢神宮宮域林	伊勢と志摩地方の連絡及び伊勢神宮宮域林の景観鑑賞のための道路として整備する。	昭52.2.8告示
3	とぼうがたせん 鳥羽鵜方線	起点－三重県鳥羽市（安楽島） 終点－三重県志摩市（小海・国立公園境界） 起点－三重県志摩市（下山・国立公園境界） 終点－三重県志摩市（鵜方）	生浦湾 箱田山 浅間山	鳥羽から奥志摩地方への連絡及び景観鑑賞のための道路として整備する。	昭60.1.31告示
4	うがたよこやません 鵜方横山線	起点－三重県志摩市（鵜方口） 終点－三重県志摩市（鵜方浜口） 終点－三重県志摩市（横山）	横山	横山園地への到達のための道路として整備する。	平6.2.15告示
5	うがたこんさせん 鵜方神津佐線	起点－三重県志摩市（鵜方） 終点－三重県度会郡南伊勢町（神津佐）	浜島 宿浦	南部海岸の利用拠点の連絡のための道路として整備する。	昭60.1.31告示
6	かしこじまかんじょうせん 賢島環状線	起点－三重県志摩市（鵜方） 終点－三重県志摩市（鵜方）	賢島	賢島への到達のための道路として整備する。	昭52.2.8告示
7	なきりともせん 波切登茂線	起点－三重県志摩市（中村） 終点－三重県志摩市（登茂山）		登茂山集団施設地区への到達のための道路として整備する。	昭60.1.31告示
8	うぐらはんとうせん 鵜倉半島線	起点－三重県度会郡南伊勢町（豆方・国立公園境界） 終点－三重県度会郡南伊勢町（鵜倉展望台） 終点－三重県度会郡南伊勢町（かさらぎ池） 終点－三重県度会郡南伊勢町 （こがれ池・国立公園境界）	鵜倉	鵜倉園地への連絡及び景観鑑賞のための道路として整備する。	昭60.1.31告示
9	ともやません 登茂山線	起点－三重県志摩市（大谷浦・車道分岐点） 終点－三重県志摩市（八木山）		登茂山集団施設地区の自然探勝区への到達のための道路として整備する。	昭60.1.31告示





b 歩道

歩道を次のとおりとする。

(表18：道路（歩道）表)

番号	路線名	区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
4	せんげんさんとざんせん 浅間山登山線	起点－三重県度会郡南伊勢町（宿浦） 終点－三重県度会郡南伊勢町（田曾浦） 終点－三重県度会郡南伊勢町（浅間山）		浅間山山頂からの展望を活かした自然探勝のための歩道として整備する。	昭63.7.23告示
7	きんきしせんほどうせん 近畿自然歩道線	起点－三重県伊勢市（宇治館町） 終点－三重県伊勢市（鹿海町） 終点－三重県伊勢市（楠部町・国立公園境界） 終点－三重県鳥羽市（岩倉町） 終点－三重県志摩市（上之郷）  起点－三重県伊勢市（溝口・国立公園境界） 終点－三重県伊勢市（松下）  起点－三重県鳥羽市（神島） 終点－三重県鳥羽市（神島）  起点－三重県鳥羽市（桃取）  終点－三重県鳥羽市（答志）  終点－三重県鳥羽市（答志）  起点－三重県鳥羽市（菅島） 終点－三重県鳥羽市（菅島） 終点－三重県鳥羽市（菅島）  起点－三重県鳥羽市（鳥羽） 終点－三重県鳥羽市（佐田浜）	金剛証寺 正福寺 青峯山  二見浦 夫婦岩  神島灯台  島ヶ崎 宮谷峠 長者ヶ浜 大崎 奈佐浦 舟越浦  菅島灯台 大山	既存の近畿自然歩道及びその他の公園事業歩道並びに新たに位置づける歩道を繋ぎ、連続した長距離自然歩道とすることで、本公園の特色であるリアス海岸や島しょ部の多様な自然景観や、伊勢神宮・金剛証寺、漁業文化など地域の歴史・文化景観を探勝できる基幹となる歩道として整備する。  なお、整備に当たっては災害時の避難等に配慮する。	平18.8.1告示



番 号	路 線 名	区 間	主要経過地	整 備 方 針	告 示 年 月 日
		起点－三重県志摩市（安乗） 終点－三重県志摩市（安乗） 終点－三重県志摩市（船越・国立公園境界）  起点－三重県志摩市（深谷・国立公園境界） 終点－三重県志摩市（御座）  起点－三重県志摩市（賢島） 終点－三重県志摩市（賢島・国立公園境界）  起点－三重県志摩市（寺川原・国立公園境界） 終点－三重県度会郡南伊勢町（宿浦）  起点－三重県度会郡南伊勢町（磯浦） 終点－三重県度会郡南伊勢町（相賀浦）  起点－三重県度会郡南伊勢町（道行竈・国立公園境界） 終点－三重県度会郡南伊勢町（槌柄浦・国立公園境界）  起点－三重県度会郡南伊勢町（東宮・国立公園境界） 終点－三重県度会郡南伊勢町（東宮・国立公園境界）  起点－三重県度会郡南伊勢町（神前浦・国立公園境界） 終点－三重県度会郡南伊勢町（方座浦・国立公園境界）  起点－三重県度会郡南伊勢町（古和浦・国立公園境界） 終点－三重県度会郡南伊勢町（棚橋竈・国立公園境界）	安乗崎 国府白浜 阿児の松原 大王崎灯台 船越大池  麦崎 金比羅山  横山 南張海岸  南海展望台  鵜倉		
9	かみさきみさきしゅうかいせん 神前岬周回線	起点－三重県伊勢市（神前浜） 終点－三重県伊勢市（神前浜） 終点－三重県伊勢市（松下）	神前岬展望台 許母利神社	神前岬からの展望を活かした自然探勝のため の歩道として整備する。	平12.3.31告示



(エ) 運輸施設

運輸施設を次のとおりとする。

(表19：運輸施設表)

番号	路線名	種類	位置又は区間	主要経過地	整備方針	告示年月日
1	<small>あさまやまとごんせん</small> 朝熊山登山線	一般自動車道	起点－三重県伊勢市 (宇治館町・国立公園境界) 終点－三重県鳥羽市(鳥羽)	朝熊山	伊勢神宮内宮から鳥羽への連絡並びに伊勢、二見、鳥羽及び伊勢神宮宮域林方面の景観鑑賞のための一般自動車道として整備する。	昭60.1.31告示

#### 4 参考事項

##### (1) 過去の経緯

###### ア 公園区域

- 昭和21年11月20日 公園区域の指定
- 昭和52年2月8日 公園区域の全般的な見直し（再検討）
- 昭和60年1月31日 公園区域の変更（第1回点検）
- 平成12年3月31日 公園区域の変更（第4回点検）

###### イ 保護計画

- 昭和27年3月1日 特別地域の指定
- 昭和40年1月18日 特別地域の指定（拡張）
- 昭和52年2月8日 特別保護地区の指定及び特別地域の全般的な見直し（再検討）
- 昭和60年1月31日 特別地域及び特別保護地区の変更（第1回点検）
- 昭和63年7月23日 特別地域の変更（第2回点検）
- 平成6年2月15日 特別地域の変更（第3回点検）
- 平成12年3月31日 特別地域の変更（第4回点検）
- 平成18年8月1日 特別地域及び特別保護地区の変更並びに乗入れ規制地区の指定（第5回点検）

###### ウ 事業計画

- 昭和25年6月20日 利用計画の決定（集団施設地区ほか利用施設計画の決定）  
（以後 逐次 計画追加）
- 昭和52年2月8日 利用計画の全般的な見直し（再検討）  
（登茂山集団施設地区の一般計画決定及び単独施設の追加等）
- 昭和60年1月31日 利用計画の変更（第1回点検）  
（登茂山集団施設地区の区域指定及び詳細計画決定並びに単  
独施設の追加等）
- 昭和63年7月23日 利用計画の変更（第2回点検）  
（登茂山集団施設地区の区域変更及び詳細計画変更並びに単  
独施設の追加等）
- 平成6年2月15日 利用計画の変更（第3回点検）  
（登茂山集団施設地区の詳細計画変更及び単独施設の追加等）
- 平成9年12月16日 公園計画の一部変更  
（近畿自然歩道の追加等）
- 平成12年3月31日 利用計画の変更（第4回点検）  
（単独施設の追加等）
- 平成18年8月1日 利用計画の変更（第5回点検）  
（横山集団施設地区の区域指定及び詳細計画決定並びに単  
独施設の廃止等）

(2) その他

別添 供覧用総括図